

航空脱炭素化推進の制度的枠組み

- 世界各国・各分野でカーボンニュートラル推進の動きが加速する中、昨年度、国土交通省では、2030年～2050年を見据えた航空分野の脱炭素化を推進するための工程表(ロードマップ)を作成。
 - 今般、工程表等に基づく施策を広く国民的な課題として共有するとともに、各事業者や各空港が主体的・計画的に取組を進め、適切に説明責任を果たしていくことができるようとするための制度的枠組みを導入。
- 航空法・空港法等の改正(両法の目的規定に脱炭素化の推進を位置付け)[令和4年6月10日公布、令和4年12月1日施行]

[制度]



国が策定する航空脱炭素化推進基本方針

【航空法第131条の2の7】

- 航空の脱炭素化の推進の意義や目標
- 政府が実施すべき施策
- 関係者が講ずべき措置に関する基本的な事項 等を記載



国土交通大臣

申請 ↑ ↓ 認定

航空運送事業者が策定する 航空運送事業脱炭素化推進計画※1

【航空法第131条の2の8】

- 各航空会社の脱炭素化推進に向けた方針
- CO2排出量削減目標(30年時、50年時等)
- 目標達成のための取組内容・実施時期 等を記載

空港管理者が策定する 空港脱炭素化推進計画※1、※2

【空港法第24条・第25条】

- 各空港の脱炭素化推進に向けた方針
- 2030年および2050年のCO2排出量削減目標
- 目標達成のための取組内容・実施時期・実施主体 等を記載



航空運送事業者による
協議の求めが可能

【航空法第131条の2の10】

空港脱炭素化推進協議会

【空港法第26条】

空港管理者による
協議会の組織が可能

- 空港毎に、空港管理者、航空運送事業者、ターミナルビル事業者、給油事業者、
のほか、空港脱炭素化推進事業を実施すると見込まれる者、地方自治体等で構成

国によるフォローアップ

- 航空運送事業／空港脱炭素化推進計画の取組状況の進捗管理（計画の変更認定時等）
- 国土交通省航空局が設置するCO2削減に関する有識者会議等における大局的・専門的議論

国の指針等に関する取組

- 地球温暖化対策計画等との調和を図るための基本方針の改定【航空法第131条の2の7】
- 「空港脱炭素化推進のための計画策定ガイドライン」や整備マニュアルの策定及び改定

[主な取組内容](工程表等に掲げた事項)

航空機運航分野

- 機材・装備品等への新技術の導入
- 管制の高度化による運航方式の改善
- 持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進

空港分野

- 空港施設・空港車両からのCO2排出削減
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 地上航空機・空港アクセス等からのCO2排出削減

太陽光発電の導入の様子



※写真提供：関西エアポート株

航空脱炭素化推進基本方針のポイント

1.航空の脱炭素化の推進の意義及び目標

(意義)

- ・2050年カーボンニュートラルに向けて航空の脱炭素化への取組は不可欠
- ・国際競争力の維持・強化、航空ネットワークの維持・発展、地域連携・レジリエンス強化のためにも脱炭素化の推進が重要

(目標)

2030年

国際航空：2020年以降総排出量増加制限
国内航空：単位輸送量当たりのCO₂排出量2013年度比16%削減
空港：各空港の温室効果ガス排出量2013年度比46%以上削減
さらに、空港全体でカーボンニュートラルの高みを目指す

2050年

航空（国際・国内）：カーボンニュートラル
空港：新技術の活用促進及びクレジット創出・利用拡大

2.政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(基本的な方向性)

- ・航空機運航分野と空港分野において脱炭素化を推進
- ・国土交通省、環境省、経済産業省その他関係省庁の連携

(具体的な施策)

SAFの導入促進※1

- ・国産SAFの原料調達及び開発・製造
- ・サプライチェーンの構築及びCORSIA認証 等

管制の高度化等による運航の改善

- ・航空交通全体の最適化への取組及び航空路、出発・到着、空港面といった場面ごとの改善策の推進 等

航空機環境新技術の導入

- ・低燃費機材の導入促進
- ・安全基準の策定、国際標準化への取組 等

空港施設・空港車両の省エネ化等の促進

- ・空調・照明等の高効率化
- ・航空灯火のLED化
- ・空港車両のEV・FCV化 等

空港の再エネ拠点化等の促進※2

- ・太陽光発電等の地域特性を考慮した再エネの導入拡大
- ・地域との連携やレジリエンス強化 等

航空機・空港の利用者等への航空脱炭素化の取組の理解促進

- ・インターネット等を活用した積極的な情報提供・発信 等

※1 2030年時点の本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置換え

※2 2030年度までに再エネ発電容量230万kW導入を目標

3.関係者が講すべき措置に関する基本的な事項

(航空運送事業者)

- ・SAFの積極的な利用推進、運航改善策の検討、低燃費機材や航空機環境新技術を搭載した機材の導入、航空機・空港の利用者への取組の理解促進 等

(空港管理者、空港関係事業者等)

- ・空港施設・空港車両の省エネ化等、空港の再エネ拠点化等、空港脱炭素化推進協議会の活用、地域との連携、航空機・空港の利用者への取組の理解促進 等

(その他関係者)

- | | | | |
|------------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|
| SAF原料調達に関する事業者
燃料製造・供給事業者 | 新技術開発事業者、大学・研究機関 | 省エネ・再エネの技術等を有する事業者 | 空港周辺の地方公共団体
航空機・空港の利用者 |
|------------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|

①認定手続き（申請者、計画期間、計画内容、申請時期）

②認定基準（基本方針に適合等）、③変更

4.航空運送事業脱炭素化推進計画の認定に関する基本的事項

5.空港脱炭素化推進計画の認定に関する基本的事項